

貯水槽水道の適正な管理について

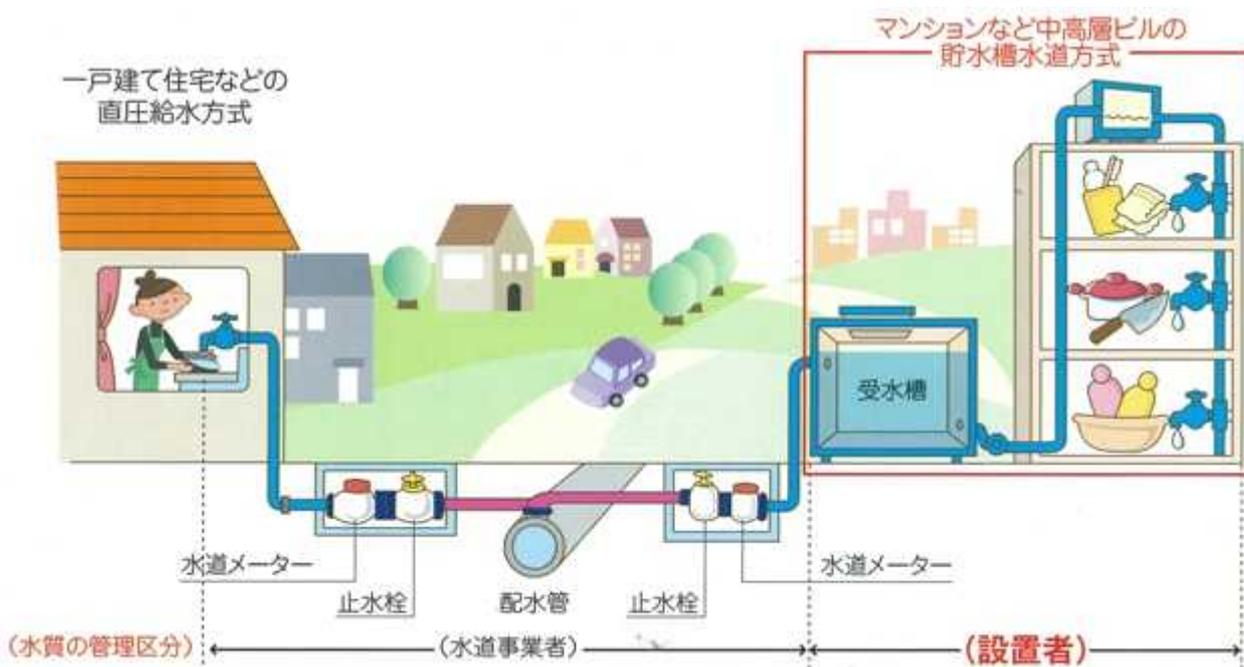
上下水道事業所では、水道法に定められている水質基準に適合した水道水を責任持って供給しますが、**その責任は給水管及びこれと直結している給水用具によって供給される水までとされています。**したがって、水圧が不足する中高層の建物や、一時に大量の水を使用する施設で、水道の水を一旦受水槽に受けてから給水している場合、受水槽以降の給水施設及びこれらの施設によって供給される水の水質については、**施設の設置者自らの責任において管理しなければなりません。**

近年、受水槽における汚水や油の混入、錆や汚泥の沈積、ネズミや虫の侵入などを原因とした水質事故も発生しており、受水槽以降の給水施設やその水質について適正な維持管理を常に行う必要があります。

貯水槽水道とは

ビルやマンションなどの建築物では、水道管を通して送られてきた水道水をいったん受水槽にためてポンプで直接または高置水槽にくみ上げてから各ご家庭に給水しています。

この受水槽と高置水槽を合わせて貯水槽といい、貯水槽を用いる水道施設を貯水槽水道といいます。



貯水槽の管理

貯水槽の管理責任は、建物の所有者等の貯水槽設置者及び管理者にあります。水道水の水質管理については、受水槽に入るまでは上下水道事業所の責任ですが、受水槽に入ってから責任は設置者となります。

簡易専用水道と小規模貯水槽水道

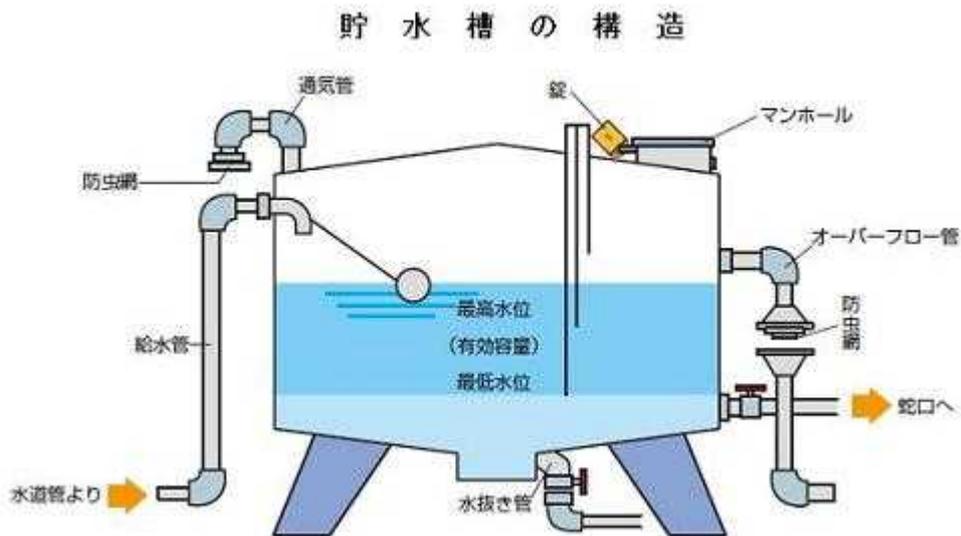
簡易専用水道 受水槽有効の容量が10立方メートルを超える設備

小規模貯水槽水道 受水槽有効の容量が10立方メートル以下の設備

簡易専用水道の維持管理

簡易専用水道の設置者は「水道法」に基づきその管理を行い地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けることが義務付けられています。(水道法第34条の2)

管理基準（水道法施行規則第55条）



- ・ 水槽の掃除
水槽の掃除を1年以内ごとに1回定期に行うこと。
- ・ 水槽の点検
水槽の点検等、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- ・ 水質検査の実施
蛇口から出る水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の確認を定期的に行い、異常があったときは、水質検査を行うこと。
- ・ 給水の停止
供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者及び市上下水道事業所へ連絡すること。

登録検査機関の定期検査（水道法施行規則第56条）

- ・ 1年以内ごとに1回、登録検査機関に依頼し、検査を受けなければいけません。
- ・ 検査の方法
 - 施設の外観検査
 - 施設及び管理の状態に関する検査
 - 水質検査
 - 臭気、味、色及び濁り、残留塩素の有無等
 - 書類検査
 - 水槽の管理記録等書類の整理保存の状況
- ・ 検査結果
検査結果、衛生上問題があると認められた場合には、検査機関の助言に従い、速やかに対策を講じるとともに、市上下水道事業所に連絡してください。

また、検査終了後交付する検査結果報告書は、検査後3年間保存してください。

貯水槽の清掃や検査にかかる費用は、設置者の負担となります。

厚生労働省 簡易専用水道検査機関登録簿に登録されている検査機関（山形県内）

登録番号	名称	住所	電話番号
23	一般財団法人山形県理化学 分析センター	990-2473 山形市松栄一丁目6番68号	023-645-5305
111	株式会社 丹野	990-2431 山形市松見町12番3号	023-641-1141
112	株式会社江東微生物研究所 山形営業所	990-0052 山形市円応寺町7番8号	023-633-4404

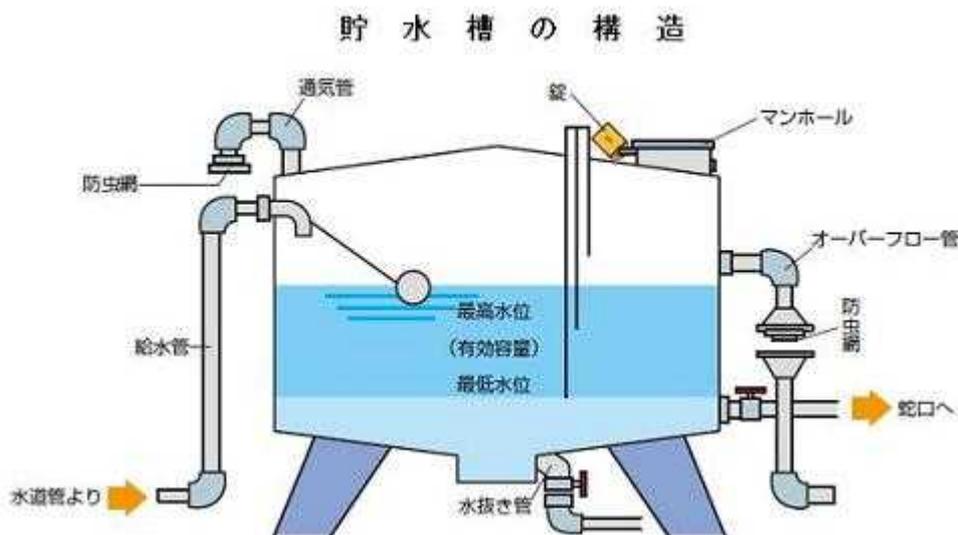
上記以外にも山形県内を検査対象地域としている、県外の検査機関があります。

詳しくは、厚生労働省のホームページ（厚生労働省 簡易専用水道検査機関登録簿）をご覧ください。

小規模貯水槽水道の維持管理

小規模貯水槽水道の設置者は「天童市給水条例」に基づきその管理を行うように努めなければなりません。
（天童市給水条例第45条第2項）

管理基準及び自主検査（天童市給水条例施行規程第16条）



・水槽の掃除

水槽の掃除を1年以内ごとに1回定期に行うこと。

・水槽の点検

水槽の点検等、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

- ・ 水質検査の実施

蛇口から出る水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の確認を定期的に行い、異常があったときは、水質検査を行うこと。

- ・ 給水の停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者及び市上下水道事業所に連絡すること。

- ・ 自主検査

1年以内ごとに1回、定期的に給水栓における水の色、濁り、臭い、及び味に関する検査、並びに残留塩素の有無に関する水質検査を行うこと。